

海外居住年金受給者の現況届提出一時猶予について

2020年7月15日
在ブリスベン総領事館

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、日本から当国への郵便の受付は停止されておりますが、日本年金機構では、このような郵便事情のある海外の国・地域に居住する年金受給者（現況届の提出期限が令和2年2月末日以降である者）について、郵便の受付が再開された後3ヶ月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取り扱いをしています。詳しくは以下の同機構HPにてご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

※本取り扱いの詳細及び年金の現況届に関するお問い合わせは直接日本年金機構（問い合わせ窓口（ねんきんダイヤル）：+81-3-6700-1165）にお願いします。

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17、12 Creek Street、Brisbane QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878